

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

岩手県公安委員会規則第5号

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岩手県警察職員定数規則（昭和32年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
所 属	区 分	警察官	警察官 以外の 警察職 員	合 計	所 属	区 分	警察官	警察官 以外の 警察職 員	合 計
[略]					[略]				
警 察 署	[略]				[略]				
	大船渡	97	[略]	101	大船渡	90	[略]	94	
	[略]				[略]				
	釜石	93	[略]	106	釜石	86	[略]	99	
	宮古	101	[略]	110	宮古	95	[略]	104	
	[略]				[略]				
	計	1,501	[略]	1,596		計	1,481	[略]	1,576
	合 計	2,197	[略]	2,516		合 計	2,177	[略]	2,496
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。